

小樽市訪問型サービス(独自)サービスコード表

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割りの場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割りの場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割りの場合	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算		200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算			

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」
 「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市通所型サービス(独自)サービスコード表(「事業対象者」、「要支援1」、「要支援2(週2回程度利用)」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1111	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798単位	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112			日割の場合	59単位	59	1日につき
A6	1121		事業対象者・要支援2(週2回程度) 3,621単位	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122			日割の場合	119単位	119	1日につき
A6	C211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	8110	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	6105	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	事業所が送迎を行わない場合		事業対象者・要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	5612	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	6109	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6116	栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	口腔機能向上加算Ⅰ	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) (2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	150単位加算	150		
A6	5011	口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算	160		
A6	6310	一体的サービス強化加算		480単位加算	480		
A6	6011	サービス提供体制強化加算Ⅰ	チ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	1月につき
A6	6012	事業対象者・要支援2(週2回程度)		176単位加算	176		
A6	6107	事業対象者・要支援1		72単位加算	72		
A6	6108	事業対象者・要支援2(週2回程度)		144単位加算	144		
A6	6103	事業対象者・要支援1		24単位加算	24		
A6	6104	事業対象者・要支援2(週2回程度)		48単位加算	48		
A6	4001	生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100単位加算	100		
A6	4002	生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200		
A6	6200	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度) (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		5単位加算	5		
A6	6311	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算			
A6	6183	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算			
A6	6110	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算			
A6	6184	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算			
A6	6111	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99/1000加算			
A6	6380	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83/1000加算			
A6	6185	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算			
A6	6186	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算			
A6	6187	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算			
A6	6188	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算			
A6	6189	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000加算			
A6	6190	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	8001	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002			59単位		41	1日につき
A6	8011		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	9001	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002			59単位		41	1日につき
A6	9011		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012			119単位		83	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※事業所が送迎を行わない場合については、項目「1111」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、項目「1121」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市通所型サービス(独自)サービスコード表(「要支援2で週1回程度利用」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1221	通所型独自サービス/212	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	1,798
A6	1222	通所型独自サービス/212日割	日割の場合	59単位	59
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算212	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算212日割	日割の場合	1単位減算	-1
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算212	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算212日割	日割の場合	1単位減算	-1
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	376単位減算	-376
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ハ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ニ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ホ 栄養改善加算	200単位加算	200
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ヘ 口腔機能向上加算	150単位加算	150
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) (2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	ト 一体的サービス強化加算	480単位加算	480
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22	チ サービス提供体制強化加算	88単位加算	88
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	72単位加算	72
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	又 口腔・栄養スクリーニング加算	20単位加算	20
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度) (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ル 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の99/1000加算
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の83/1000加算
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の105/1000加算
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の89/1000加算

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8014	通所型サービス212・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	定員超過の場合 × 70%
A6	8015	通所型サービス212日割・定超		59単位	41

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9014	通所型サービス212・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%
A6	9015	通所型サービス212日割・人欠		59単位	41

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります
 ※事業所が送迎を行わない場合については、項目「1221」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で減算する。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市介護予防ケアマネジメント 費用コード

費用コード		費用コード名称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	介護予防ケアマネジメント	442単位	1月につき		
AF	1007	介護予防ケアマネジメント(減算A)		高齢者虐待防止措置未実施減算 (減算A)	438単位		438	
AF	1008	介護予防ケアマネジメント (減算Aかつ減算B)		4単位減算	業務継続計画未策定減算 (減算B)		434単位	434
AF	1009	介護予防ケアマネジメント(減算B)		業務継続計画未策定減算(減算B)	4単位減算		438単位	438
AF	1010	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算		300単位加算		300	
AF	1011	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位加算	300		
AF	1012	介護予防ケアマネジメント介護職員等 処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組み合わせを記載。4つの中からいずれかを選択。	1001、1007、1008のいずれかのみを算定した場合	9単位加算	9		
AF	1013			1007または1008に、ロまたはハを加えた場合	15単位加算	15		
AF	1014			1001に、ロまたはハを加えた場合	16単位加算	16		
AF	1015			1001、1007、1008のいずれかにロとハを加えた場合	22単位加算	22		

※予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画となるので、「介護予防サービスコード」を使用

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止